

令和2年

第7回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年7月27日 午後1時30分から
場 所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番	西 方 敬	9番	竹 内 浩
2番	柳 田 三千夫	10番	近 藤 剛 司
3番	二 宮 賢 一	11番	鈴 木 洋 有
5番	野 崎 健 一	12番	石 井 雅 浩
6番	今 井 正	13番	安 池 雅 美
7番	福 島 啓	15番	青 木 貞 治
8番	吉 川 京 男	16番	戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名
第2 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地等の利用状況の確認について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和2年第7回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、7番福島啓委員と10番近藤剛司委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の報告事項ですが、報告第1号及び第2号について、一括して取り扱いますので、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 意見がないようですので、以上で報告第1号及び第2号について報告を終わります。

議長 次に報告第3号の「農地等の利用状況の確認について」、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号の「農地等の利用状況の確認について」は、議案書3ページから4ページをご覧ください。場所につきましては総会資料の4ページから7ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番から4番を朗読》

書記 農地法第6条の2第1項及び同法施行規則第60条の2の規定に基づき、解除条件付きで使用貸借による権利または賃貸権の設定を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度の終了後3カ月以内（通常6月末まで）に報告書を農業委員会に提出しなければならないとされています。

事務局は、この報告書に基づき適正に耕作がされているかどうか現地確認を行い、

問題があれば指導を行っています。

議長 ただ今の報告第3号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 良好と可の違いはどの程度なのか。

事務局 作付けがされて農地全体が効率的に利用されている場合は良好、管理耕作状況の場合は可としています。また、耕作放棄となっている場合や、転用違反していた場合は解除の対象となります。

委員 柿畑は賃貸借10年間ということですが、延長も可能ですね。

書記 もちろん可能です。遊休農地や条件の悪い農地の場合、使用貸借で利用権設定することが多く、条件の良い農地はどうしても賃貸借ということになります。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、以上で報告第3号1番から4番を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和2年第7回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後1時47分)